

たいよ～ぞく

stop! 「貸与族」

～司法修習生の「給費制」維持を求める市民シンポジウム～

司法修習生ってご存知ですか？ 司法試験に合格して裁判官・検察官・弁護士になるための実務研修を受けている「法曹の卵」です。修習期間は1年。最高裁判所が設置する司法研修所に所属し、身分は「準公務員」です。司法修習制度が発足して60年以上経ちますが、その間、公務員に準ずる「給与」が支給されてきましたし、年金や健康保険にも加入してきました。

ところが、今年の11月に採用される司法修習生からは、給与がまったく支給されなくなります。60年以上続いた司法修習生の「給費制」の廃止がすぐ目の前に迫っています。

かつて医師の世界では2年間のインターン時代は無給のため、時間外にアルバイトをする過酷な状況にありましたが、現在では研修医として給与を受けられるよう制度改革がなされています。他方、司法修習生には法律上「修習専念義務」があり、時間外のアルバイトも一切許されませんから事情はさらに深刻です。

そこで、新たに「希望者に生活費を貸与する制度」が発足します。つまりは借金です。日弁連が実施したアンケート調査結果によると、司法修習生で大学や法科大学院在学中に奨学金を利用した者の借金の平均値は407万円にも上っています。司法修習生の給与がなくなり「貸与制」になれば、このような多額の借金に、さらに修習期間中の給与（貸与分）が加算されます。具体的には月額25万円の貸与を受けると1年で300万円の借金が増えるわけです。奨学金と合わせると1人平均700万円もの借金を抱える結果になります。

ということは、経済的に裕福な家庭の子女・子息であるか、あるいは多額の借財を覚悟の上でしか裁判官・検察官・弁護士を目指せない...というのが、現在の我が国の「法曹養成制度」なのです。このような世界に類をみない「いびつな形」の法曹養成制度が、決して永続するわけはありません。

このような法曹養成制度の問題点を市民の皆様と一緒に考えるシンポジウムを開催します。一人でも多くの市民の皆様の参加をお待ちしています。

とき 平成22年8月7日(土)

午後2時～午後4時

ところ 兵庫県弁護士会館

〒650-0016 (下記地図参照)

神戸市中央区橘通1丁目4-3

TEL 078-341-7061



【シンポジウム：プログラム】

- 1 日弁連会長からのビデオレター
- 2 オリジナル・ビデオ上映
“事業仕分は突然に！”
- 3 パネル・ディスカッション
“市民のための法曹養成制度とは”
- 4 会場発言など



主催：兵庫県弁護士会 共催：日本弁護士連合会 近畿弁護士会連合会